

「安曇野市屋外広告物条例」の改正についての意見等の募集結果

令和4年10月24日付けで「安曇野市屋外広告物条例」の改正についての意見等の募集を行いました。その結果は以下のとおりです。

- ・意見募集期間 令和4年10月24日（月曜日）から令和4年11月24日（木曜日）
- ・意見募集の結果 2件（1個人）

No	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方等
1	<p>2項の後に「3 許可した広告物の公開 市が許可した広告物については、安曇野市のホームページ等で公開する」の追加を提案します。</p> <p>インターネット上の地図でレストランが表示されるのと同じ様に、許可した広告物を表示した地図を市のホームページ等に掲載することで、「広告物の設置場所や、形状の多様化により、貼り付けが困難な場合が多い」ことで「適切に管理されていない屋外広告物」による「事故が発生している」現状が改善できるのではないかと考えます。</p> <p>許可した広告物への許可証の貼り付け義務が無くなると、市民が見たときに許可された広告物であるのか判断が困難となります。</p> <p>市民がホームページ上で許可した広告物であることを確認することができれば、許可されていない広告物があれば市の担当部署に伝えることができます。市民からの情報をもとに、市が不適切な広告物に対して是正勧告をすることで事故の発生予防につながります。</p>	<p>広告物の許可については、全ての広告物が対象になるのではなく、適用除外の基準を超過した場合のみ必要となる手続きです。</p> <p>今回の改正により、各広告物への許可証の貼り付け義務は無くなりますが、国のガイドラインに基づいた安全点検の義務化により、広告物の安全性は担保されるものと考えます。</p> <p>また、許可されていない広告物については、引き続き啓発活動や定期パトロールにより、指導するとともに、管理が適切でない広告物について、市民等からの連絡があった場合には、速やかに対応していきます。</p> <p>以上のことからホームページ掲載についての予定はありません。</p>

No	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方等
2	<p>「安曇野市屋外広告物条例」の改正にあたっては、現在照明に関しての規制は「(6) 天空を照らす照明器具を使用しているもの」のみですが、照明による自然環境への影響などを考慮しての規制も必要と考えます。</p> <p>その他の部分でも「安曇野市屋外広告物条例」が施行されて10年が経過しているため、全般にわたっての見直しが必要と考えます。</p>	<p>「市屋外広告物条例」での照明に係る規制については、景観への配慮として、「天空を照らす照明器具を使用している広告物」「動光・点滅を伴う照明、ネオンその他これらに類するものを使用する広告物」を規制しています。照明による自然環境への影響を考慮しての規制については、長野県の「良好な生活環境の保全に関する条例」において、既に光害の防止に関する規制が設けられています。したがって、「市屋外広告物条例」で2重に規制する必要はないと考えています。</p> <p>「市屋外広告物条例」の全般的な見直しについては、今後も必要に応じて行っていきます。</p>